

第35号 かまがや 消費生活センターだより

〈令和2年11月発行〉
発行元
鎌ヶ谷市消費生活センター
TEL:047-445-1246
※予約優先



1回限いのつもいが定期購入になっていた！

【トラブルの事例】

スマートフォンに「健康食品お試し500円」という広告が表示され、安いため、1回試してみようと思い注文した。
すると、翌月同じ商品が届き、5,000円を請求された。
販売事業者にお問い合わせると「4回以上の購入が条件の定期購入だ」と言われた。



販売サイト等で「お試し」「初回実質0円(送料のみ)」など、通常価格より安い価格で購入できる代わりに、定期購入が条件となっているダイエットサプリや健康食品、化粧品等の通信販売に関する相談が多く寄せられています。

鎌ヶ谷市消費生活センターにおける定期購入の相談件数

平成30年 **9件**
令和元年 **40件**
令和2年 **24件**(10月30日現在)



だんだん
増えてきて
いるよ！

あらゆる年代から相談が寄せられています！

このような相談も寄せられています！

- ・2回目に数か月分(数万円)の商品がまとめて届いた。
- ・定期購入を解約するには、通常価格を支払うように言われた。
- ・販売事業者につながらず、解約ができない。
- ・体調不良を理由に解約を申し出たら、医師の診断書が必要と言われた。



アドバイス

**「お試し」「初回無料」「モニター募集」「初回特別価格」
などとうたっている広告には注意！**

購入前に「○回以上の継続が必要」「自動継続」などと記載されていないか確認しましょう。その場合、支払うことになる総額はいくらになるかなど、契約内容をしっかりと確認しましょう。

**通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。原則、
販売事業者が決めた「返品ルール」に従うことになり
ます。**

「規約」「解約・返品」といったページを必ず読みましょう。リンクがページの一番下などの分かりにくいところにあたり、小さい文字で記載されていることもあります。重要な内容なので見落とさないようにしましょう。

身に覚えのない請求や、不審な電話やメールが届いたら、
鎌ヶ谷市消費生活センターに相談してください。

市役所2階
電話：047-445-1246
時間：平日10時～12時
13時～16時